

ソサイエティ規程

(平成7年1月23日 理事会制定)
(平成13年4月17日 改正)
(平成23年12月19日 改正)
(平成26年5月22日 改正)
(平成27年2月16日 改正)
(平成29年10月19日 改正)
(2018年5月21日 改正)

第1章 総 則

第1条 本会定款第43条によるソサイエティの構成及び運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款並びに規則に定めるものの外、この規程による。

第2章 目的及び事業

第2条 ソサイエティは、自ソサイエティの領域並びに近傍領域における学問、技術の調査、研究、及び知識の交換を行い、他ソサイエティと緊密な協力を保ちつつ、自ソサイエティの活性化を図り、学問、技術及び関連事業の振興に寄与することを目的とする。

第3条 ソサイエティは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- イ) 論文誌の発行
- ロ) 研究会の開催並びに技術研究報告の発行
- ハ) ソサイエティ大会、あるいは各ソサイエティで定めるこれに代わる大会の開催並びに大会論文集の発行
- ニ) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 ソサイエティ委員等

第4条 ソサイエティには、次のソサイエティ委員をおく。

- イ) ソサイエティ会長1名
- ロ) 次期ソサイエティ会長1名
- ハ) ソサイエティ会長が必要と認めるソサイエティ委員若干名をおく。

第5条 理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の選定は、役員選挙規程及び役員候補者の推薦に関する覚書により行う。

- 2. ソサイエティ会長は、ソサイエティ委員を、別に定める手続きにより選出する。

第6条 ソサイエティ会長、次期ソサイエティ会長の任期は1年とする。いずれも重任できない。

- 2. ソサイエティ委員の任期は、各ソサイエティ毎に別に定める。

第4章 会 議

第7条 ソサイエティにソサイエティの最高意志決定機関（以下、決議機関と称す）をおく。ソサイエティの決議機関の構成は、各ソサイエティにて定めるものとする。

- 2. ソサイエティ会長は、ソサイエティの決議機関を代表し、統括する。
- 3. ソサイエティ会長は、ソサイエティの決議を理事会に提案または報告する。

第8条 ソサイエティの事業の円滑な運営を図るため、ソサイエティ会長はソサイエティ決議機関の決議を経て必要な委員会をおくことができる。

- 2. ソサイエティ会長は、ソサイエティ決議機関の決議を経て、サブソサイエティ等の補助組織をおくことができる。

第9条 (削除)

第5章 新設及び統廃合

第10条 ソサイエティの新設は、次の成立条件を満たし、理事会の承認を得るものとする。

- イ) 論文誌を単独で定期的（年4回以上）に編集・発行できること。
- ロ) 永続性のある研究分野をカバーし、新分野や境界分野を育成できること。
- ハ) 他のソサイエティ／グループにはない固有の研究分野をカバーしていること。
- ニ) 研究会の定期開催と年間1回程度の大会の開催が行えること。
- ホ) 学会全体の委員会などの活動やソサイエティ／グループ間の協調活動が無理なく可能な人材が継続的に選出できること。
- ヘ) 研究会の発表件数、論文誌の採択件数が定常的に確保できること。
- ト) 学会全体の活動に関して人材的、財務的責任を負うことができること。また、学会全体へ著しい財務的負荷をかけないこと。

第11条 ソサイエティの統廃合は、前条の成立条件を満たせなくなった段階で、当事者の意向を考慮し、条件を検証する。会長の勧告に基づき、理事会により統廃合を決定する。

2. 統廃合に伴う論文誌の廃刊等、会員へのサービスの低下を最小限に抑えるものとする。

第6章 学会全体としての活動とソサイエティの関係

第12条 ソサイエティは、学会全体の活動を維持するための財務的負担を負う義務がある。この分担については、理事会にて決定する。

2. 学会の事務局職員稼働、財産等を利用した活動において、個別ソサイエティのみに関わる活動に関する費用は、当該ソサイエティが負担するものとする。
3. 各ソサイエティは、理事会の求めに応じ、理事会の下に設置された各種委員会に人材を派遣するものとし、当該委員会活動を通じた学会運営に関わることができる。
4. 前3項及び第10条ト)に関し、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティ1つを含む複数のソサイエティが共同運営を行うことにより満たしてもよいものとし、理事であるソサイエティ会長は当該共同運営に係る事項に関して共同運営を代表し、統括する。この共同運営に関しては理事会の承認を得るものとする。

第7章 事業計画、予算及び決算

第13条 ソサイエティの次年度事業計画・予算編成方針は12月の理事会に提出し承認を得るものとする。

2. ソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案は、毎年2月の理事会で承認されることを要する。
3. ソサイエティの当該年度の事業報告及び決算書類は、定時社員総会前の理事会に提出することを要する。
4. ソサイエティの監査は、監事がこれを行う。

第14条 ソサイエティがソサイエティ共同運営を行う場合、前条の規定は、ソサイエティ共同運営に対して適用されるものとする。

第8章 補 則

第15条 グループについては、各グループ運営規程に定めるが、本規程を準用するものとする。

第16条 本規程に定めるものの外は、各ソサイエティ及びグループ運営規程並びに共同運営規程において定める。

2. 各ソサイエティ及びグループ運営規程並びに共同運営規程の制定及び改正については、理事会の承認を得るものとする。

第17条 本規程の改正については、理事会の決議を経ることを要する。

第18条 本規程は、平成7年1月23日に制定し、平成7年4月1日より施行する。

附 則

1. 平成 7 年 4 月 1 日より発足するソサイエティは、基礎・境界ソサイエティ、通信ソサイエティ、エレクトロニクスソサイエティ及び情報・システムソサイエティとする。
2. 平成 7 年 4 月 1 日より発足するグループは、ヒューマンコミュニケーショングループとする。
3. 本規程及び本規程に基づく各種規程は、本規程の施行後 3 年を目途として見直しをするものとする。

附 則 (平成 18 年 4 月 18 日改正)

本規程の変更は、平成 18 年 4 月 18 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 19 日改正)

本規程の改正は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から適用する。

附 則 (平成 26 年 5 月 22 日改正)

1. 本規程の改正は、平成 26 年 5 月 23 日から適用する。
2. 平成 26 年 10 月 1 日より発足するソサイエティは、NOLTA ソサイエティとする。ただし、NOLTA ソサイエティは、理事会の承認に基づく基礎・境界ソサイエティとの共同体運営により、本ソサイエティ規程の条件を満たすものとみなす。共同体運営に関しては、適宜、理事会において見直すものとする。

附 則 (平成 27 年 2 月 16 日改正)

1. 本規程の改正は、改正日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日に遡及して適用する。
2. 複数ソサイエティによる共同運営では、ソサイエティ共同体なる組織を定義しないため、NOLTA ソサイエティは、理事会の承認に基づく基礎・境界ソサイエティとの共同運営により、本ソサイエティ規程の条件を満たすものとみなす。

附 則 (平成 29 年 10 月 19 日改正)

本規程の改正は、平成 29 年 10 月 19 日から適用する。

附 則 (2018 年 5 月 21 日改正)

本規程の改正は、2018 年 5 月 21 日から適用する。